

## 令和7年度宍粟市スズメバチ駆除補助事業

宍粟市では、安心安全なまちづくりのために、スズメバチの巣の駆除に対して助成を行っています。

### 1. 補助内容

対象者	補助の内容
市内に土地または建物を所有、管理、賃貸している ① 個人 ② 自治会 ③ 法人 ※店舗、事業所など事業の用に供する物件は対象外です。(医療及び福祉並びに特定非営利活動法人に係るものは除く)	【補助対象】 以下の条件をすべて満たすもの ・現に活動し、市民に危害を加えるおそれがあると市長が認めたスズメバチの巣の駆除(除去)であること ・不特定又は多数の市民が日常生活を営む区域から10メートル以内の場所に営巣していること ・スズメバチが営巣している市内の土地または建物であること ・市の指定業者に依頼して行う駆除であること ・市税、水道料金等を世帯全員が滞納していないこと  【補助金額】 ・5,000円以上の駆除に要した費用の1/2を助成 (上限8,000円) ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。 ・巣の場所が不明な場合の調査費や巣の駆除に伴って破壊した工作物の修理費等は対象外です。

### 2. 指定業者

- ・宍粟市シルバー人材センター山崎事業所                      電話:0790-63-2029
- ・宍粟市シルバー人材センター北部事業所                      電話:0790-72-2225
- ・兵庫県ペストコントロール協会会員業者                      電話:0120-76-2633(ペストコントロール協会)
- ※協会にお問い合わせください。

### 3. 手続きの流れ

- ① 補助対象に該当するか確認するため、事前に生活衛生課または市民局まちづくり推進課へ連絡してください。
- ② 指定業者に依頼して、巣の駆除を行ってください。
- ③ 料金支払い後、指定の申請書類をそろえて、生活衛生課または市民局まちづくり推進課へ提出してください。※**駆除実施後、30日以内**に申請を行ってください。
- ④ 審査後、書類に問題がなければ、補助金振込み手続きをしますので、市指定の請求書を提出してください。
- ⑤ ※補助申請の際に営巣状況、駆除作業、駆除した巣、駆除後の写真が必要になります。  
**特に営巣状況の写真は、駆除前に撮影していただく必要がありますので、ご注意ください。**

#### 4. 補助申請の方法

提出書類	①補助金等交付申請書 ②事業報告書 ③写真(営巣状況、駆除作業、駆除した巣、駆除後) ④領収書(指定業者が発行した駆除の費用に要した領収書の原本) ⑤位置図(営巣されている建物等の位置が分かるもの。縮尺1/2500程度) ⑥同意書 ⑦役員等名簿(申請者が法人等の場合) ⑧本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証 他) ※申請時提示 ※①②⑥⑦は市指定の様式
提出期日	駆除後30日以内
提出方法	生活衛生課または市民局まちづくり推進課の窓口へ持参

#### 5. その他の留意事項

- 提出期日までに補助申請が提出されない場合は、補助金は交付できません。
- 補助対象となるスズメバチの巣は、ハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属するスズメバチ類の巣です。アシナガバチやミツバチの巣は補助対象にはなりません。
- 巣の駆除ができない場合は、補助対象にはなりません。
- 写真を確認しますので駆除前の巣の写真と駆除後の写真は必ず撮影してください。

##### 【担当窓口・書類提出先】

宍粟市役所 市民生活部 生活衛生課 生活衛生係  
〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 (宍粟市役所 本庁舎 1 階)  
電話:0790-63-3506 FAX:0790-63-3063  
メール:[seikatsueisei-kk@city.shiso.lg.jp](mailto:seikatsueisei-kk@city.shiso.lg.jp)

※各市民局にも提出できます

一宮市民局まちづくり推進課 電話:0790-72-1000  
波賀市民局まちづくり推進課 電話:0790-75-2220  
千種市民局まちづくり推進課 電話:0790-76-2210